

---

# 反腐敗闘争の政治学

佐々木 智弘

Sasaki Norihiro

---

## はじめに

2012年11月16日、中国共産党第18期中央委員会第1回全体会議の後、新しい中央政治局常務委員会委員（常務委員）のお披露目の際、習近平総書記は内外のメディアを通じ、共産党が解決すべき喫緊の課題として格差問題とともに腐敗問題を掲げ、その解決を誓った<sup>(1)</sup>。それから約3年、習近平政権は反腐敗闘争を展開し、2015年だけでも党の規律違反で処分を受けた党員は33万6000人に上り、改革・開放以降最高人数を記録した<sup>(2)</sup>。

周永康、徐才厚、郭伯雄という引退した胡錦濤政権時の最高指導部メンバーを「大トラ」と名付けて反腐敗闘争の象徴的なターゲットに据え摘発した。しかし周永康に対して無期懲役の有罪判決が下されたことで、反腐敗闘争は一時の勢いを失いつつある。また多くの党や政府の幹部が次々と摘発されていったことに対する不満やその影響も指摘されており、習近平政権は反腐敗闘争の見直しも余儀なくされている。

そもそもなぜ2012年11月に総書記に就いた習近平、そして発足した習近平政権は、反腐敗闘争を展開したのだろうか。習近平は、江沢人民人脈、軍、太子党（共産党高級幹部の子弟の総称）の支持を得て、2007年11月に中央政治局常務委員会入りし、胡錦濤の後の総書記に就いた。しかしその支持基盤は脆弱だった<sup>(3)</sup>。そのため、最高指導者としての権威を確立し、党内、軍内の権力基盤を強化することが急務だったからである。

習近平政権は、高度経済成長期を経て、「新常态」と呼ばれる低成長期に突入するタイミングで発足した。1980年代以降、中国共産党は経済発展による「果実」を付与することで民衆から中国共産党の一党支配の正当性を調達してきたが、その前提条件が大きく変わろうしており、正当性調達手段の再構築を迫られていたからである。

本稿では、習近平政権が展開してきた反腐敗闘争を検証し、浮上している問題点を整理する。

## 1 権威確立、権力基盤強化のための反腐敗闘争

### (1) 周永康、令計劃の摘発

習近平政権下での反腐敗闘争を象徴しているのは、周永康前中央政治局常務委員が摘発され、有罪判決を受けたことである。すでに引退した中央政治局常務委員経験者が摘発されることはこれまでなかったことである。2015年6月11日、無期懲役の一審判決が下され、上告

することなく結審した。罪状は収賄、職権濫用、故意の国家機密漏洩とされた。

その直後の7月20日、中央政治局会議は令計劃中国共産党中央統一戦線工作部長兼中国政治協商会議全国委員会（全国政協）副主席の党籍剥奪、公職追放を決定した。令計劃は中央委員にすぎないが、胡錦濤前総書記との関係が強く総書記の秘書的な役割を果たす党中央弁公庁主任も務めたことから、摘発はただ事ではなかった。令計劃の罪状も、収賄、党と国家の大量の核心的機密の獲得、職権濫用、姦通罪などであった。

しかし、両者は単に汚職が原因で摘発されたとは言えない。習近平は2015年1月13日の第18期中央規律検査委員会第5回会議での講話で、周永康、薄熙来（元中央政治局委員・重慶市党委員会書記、2012年7月に無期懲役判決）、徐才厚（後述）、令計劃、蘇榮（全国政協副主席、2015年2月党籍剥奪処分）らについて、次のように述べた。「ある者は政治的野心を膨脹させ、私利あるいは小団体の利益のために、党組織に背き政治的陰謀活動を行ない、党を破壊分裂させる政治的悪事を働いた。ある指導幹部は自らを組織の上に君臨させ、自分を天下第一とし、仲間を自分が取り仕切っている地方に派遣し自らの『独立王国』を築き、幹部任用や政策決定で規定に基づく中央への報告をせず、小さな派閥、小さなグループ、小さなサークルを作った。中央の指導者同志に対する悪辣なデマをまき散らし、自分と意見の異なる同志を抑えつけ、攻撃した」<sup>(4)</sup>。

この発言は周永康や令計劃の罪が汚職だけではなく、政治的野心から政治的陰謀活動や党の破壊活動を行なったという習近平からみればきわめて悪質なものだったことを示している。呉玉良中央規律検査委員会副書記は「反腐敗闘争は権力闘争ではない」<sup>(5)</sup>と述べたが、先の習近平の発言は、自らの総書記就任を阻もうと薄熙来と周永康、令計劃が同盟を結んだとする憶測<sup>(6)</sup>への信憑性を裏付けるものと言える。習近平の個人的な理由による懲罰として周永康と令計劃らは摘発された可能性が高いと言わざるをえない。

同時に、周永康の摘発は習近平の権威を高めることになった。「聖域」であった中央政治局常務委員経験者を摘発することに対し、党内や長老の間に反対があったことは容易に想像がつく。周本順（摘発時のポスト：河北省長）、蔣潔敏（同：国務院国有資産監督管理委員会主任）、蘇榮、王永春（同：中国石油副総経理）、冉新権（同：中国石油副総裁）、郭永祥（同：四川省人民代表大会副主任）、李東生（同：公安部副部長）、李春城（同：四川省党委員会副書記）など、四川省党委書記、国土資源部長、中央政法委員会書記だった周永康の在職中の部下がこれほどまでに多く汚職で摘発されたのは異常である。それは周永康摘発に反対する勢力を説得するためだったと思われる。周永康を摘発したことは習近平の強いリーダーシップによるものであり、引退後も政治的な影響力を有する長老に対する強い牽制効果を有した。また現役の党や政府の指導者、幹部に対しても、習近平に対する恐怖心を植え付けることに成功したと言える。

また、これら現職の部下の大量摘発は「石油閥」「四川閥」「政法閥」と言われた周永康の権力基盤を崩壊させた。これにより習近平が利権の大きい石油産業界と大きな政治権力を有する政法部門を掌握することを可能にし、権力基盤の強化に大きく寄与することになった。

## (2) 軍事指導体制確立のための徐才厚、郭伯雄の摘発

総書記と同時に党中央軍事委員会主席に就任した習近平にとって、自らの軍事指導体制を確

立することも急務であった。そのために、軍内でも反腐败闘争を展開した<sup>(7)</sup>。

習近平は軍でも「聖域」に踏み込んだ。すでに引退した徐才厚と郭伯雄の2人の党中央軍事委員会副主席つまり制服組のトップを摘発した。中央政治局会議は徐才厚に対し2014年6月30日に、郭伯雄に対し2015年7月31日に党籍剥奪を決定した。その罪状はともに職権濫用による昇進斡旋、収賄である。

引退した中央軍事委員会メンバー（主席、副主席、委員）はこれまで汚職による摘発の対象外であった。しかし、習近平は徐才厚と郭伯雄を摘発することでリーダーシップを示し、軍における権威の確立に成功したと言える<sup>(8)</sup>。

その結果、軍における習近平の権力基盤の強化も進んでいる。軍内での反腐败闘争を主導してきたと言われる劉源人民解放軍総後勤部政治委員（当時）は「徐才厚が政治工作を所管した10年の間、人事でもたらされた汚染と危害は全局性のものであり、致命的なものであり、明らかにふさわしくない人が『命がけでやる』ポストを占め、民衆が公認した正式な幹部や能力のある良い幹部が登用されず、党と軍の事業にもたらした損害と破壊はきわめて大きい」<sup>(9)</sup>と徐才厚の不当な人事への介入を厳しく批判した。それ故に習近平による人事の断行は正当化されたのである<sup>(10)</sup>。

そして習近平は軍の改革にも着手した。2013年11月に「国防・軍隊改革の深化」が提起され<sup>(11)</sup>、2014年9月に習近平は30万の兵力削減に言及し<sup>(12)</sup>、2015年11月には2020年までに指導管理体制と共同作戦指揮体制の改革を完成させることが提起され<sup>(13)</sup>、同年12月には中央軍事委員会の改革案が発表された<sup>(14)</sup>。習近平が軍を「掌握」しているかどうかを判断することは難しい。しかし、既得権益グループ、とりわけ陸軍の抵抗が強いと考えられるこれらの軍の改革が進められていることは、習近平と軍との関係が安定しており、習近平軍事指導体制の確立が前進していることを示していると言える。

## 2 反腐败闘争に対する反発と影響

### (1) 反 発

第1表は検察部門が2008—14年各年の汚職により摘発した件数と人数を示したものである。2012年以降の摘発件数の変化を前年比でみると2012年は5.4%増にすぎなかったが、2013

第1表 検察部門による汚職摘発の件数と人数

年	件数	前年比 (%)	人数 総数	前年比 (%)	県処級 以上	前年比 (%)	省部級 以上
2008	33,546	—	41,179	—	2,687	—	4
2009	32,439	—	41,531	—	2,670	—	8
2010	32,909	—	44,085	—	2,723	—	6
2011	32,567	—	44,506	—	2,524	—	7
2012	34,326	5.4	47,338	6.4	2,569	1.8	5
2013	37,551	9.4	51,306	8.4	2,871	11.8	8
2014	41,487	10.5	55,101	7.4	4,040	40.7	28

(出所) 『最高人民法院工作報告』各年版から筆者作成。

年は9.4%増、2014年は10.5%増となっており、さらに摘発された県処級（レベル）以上の幹部は2013年に11.8%増、2014年に至っては40.7%増となっており、習近平政権になってから汚職取り締まりが強化されたことを如実に表わしている。

党や政府の幹部に被摘発者が急増していることに対し、幹部の間に反発があるだろうことは容易に想像がつく。党機関紙の『人民日報』でさえ、それを示唆する論説や記事を掲載している。2015年1月13日に掲載された岳小喬記者による「反腐敗を推進し、『三つの間違っただ議論』を論破する」<sup>(15)</sup>と題する論説は、反腐敗闘争を批判する「三つの間違っただ議論」があるとする。そのうちの一つが「やりすぎ論」である。処分される汚職幹部が非常に多いことに対し、一部の幹部は安心して暮らせないという不安を抱いている。そして「トラ」を取り締まり、狼（海外に逃亡した幹部のこと）を取り締まったので普通の幹部も取り調べを受けなければならなくなっている。そのため、反腐敗は手加減をし、ほどほどが肝心であると考えているという議論を紹介している。

## (2) 経済運営への影響

2015年2月8—9日に開かれた国務院第3回廉政工作会议で李克強総理は次のように述べた。「(指導幹部は) 今年(2015年、筆者注)の経済社会発展の主要目標、重大政策、重大改革の措置、重大投資項目と民生プロジェクトには段階ごとに目標任務責任書に署名し、『軍令状』[任務が達成できない場合、処罰を受けてもよいとする保証書]を書く」、「ポストに就いていて不作為、給料をもらっていて事をなさない、怠惰な政治、無能で無責任な政治、怠けた政治も一種の腐敗である」<sup>(16)</sup>。下降傾向にある経済状況を浮揚させるための重要な政策を実施しない地方幹部に奮起を促す指示だが、不作為も「一種の腐敗」であると述べたことは地方政府の経済運営に反腐敗闘争が悪影響を与えていることを示唆している<sup>(17)</sup>。

『人民日報』にはそれを示唆する論説がいくつか掲載されている。2015年6月3日に掲載された河南省の党委員会規律検査委員会と工商聯合会が128人の民営企業家に行なった反腐敗についての調査結果<sup>(18)</sup>では、反腐敗による地方人事や政策変動によって企業のプロジェクトの進展が影響を受け、一部の政府部門の職員の間には責任を回避しようとして何もしないという、「事故が起きないように、いっそ何もしない」現象が存在することが指摘されている。そして民営企業家が、党・政府指導者と重点民営企業、業界団体との連係制度や党委員会、政府と民営企業の対話メカニズムを構築し、党・政府機関幹部を一定規模以上の民営企業に派遣してもらい、企業家の声に耳を傾け、彼らのために実際の困難を解決し、企業が大きくなり強くなることを支持してくれることを希望していると指摘している。これはむしろ、民営企業が経済活動をうまく進めていくうえで、政府の関与がなくなることへの不安を示している。

2015年8月29日に掲載された林麗鸞の「不作為で良い政策を誤らせることなかれ」<sup>(19)</sup>と題する論説は、「一部の地方では、企業誘致と資金導入でもうけがなければきばきと誘致しない、プロジェクト建設で利益がなければきばきとやらない。少なくない財政資金を帳簿上そのままにしている」と地方幹部が経済運営に消極的な態度をとっていることを紹介している。そして、その原因を「少なくない幹部は過ちを犯すことを恐れ、責任を負うことを恐れ、



難題に直面したら逃げる。責任に直面したら逃れる。特に国家の反腐敗の決心が空前の強さにあり、一部の幹部は政策実施に制約が多く、リスクが高いと思っている」として反腐敗闘争の影響と説明している。

### (3) 大量処分からの転換

こうした反発や経済運営への影響を考慮したのだろう。習近平の意向を受け先頭に立って反腐敗闘争を進めてきた中央政治局常務委員で中央規律検査委員会書記の王岐山の汚職取り締まりに対する考え方にも変化がみられる。

2015年9月24—26日、王岐山は福建省を視察した際、次のように述べた。「党内関係を正常化させるには、①批判と自己批判を常に展開し、耳元で警告の言葉を語り、緊張させて、顔を赤らめさせて冷や汗をかかせること（相互監視をすること、筆者注）を常態のものとする、②党規律が定める軽い処分と組織的処理を大多数とする、③重大な規律違反に対する重い処分、重大な職務調整は少数とする、④重大な規律違反、法律違反嫌疑の立件、取り調べはごくごく少数とする。この『四つ形態』は、過去の失敗を将来の戒めとし、病を治して人を救うためであり、『良い同志』さもなければ『囚人』という状況を変え、真に党員の厳格な要求と関心事・大切なことを体現しなければならない」<sup>(20)</sup>。

反腐敗闘争により党内関係が不正常な状態に陥っていることを認め、取り締まりを進めるものの、その処分は寛大なものにすべきという、これまでの厳しい展開からの転換の意向を示したものとして注目すべきだろう。

## 3 民衆からの支持調達のための反腐敗闘争

反腐敗闘争を権力の側からのみ検証するのは一面的だろう。中国社会科学院が行なった腐敗に対する民衆の評価に関する調査結果がある。これによれば、腐敗問題を「深刻」、「比較的深刻」と答えた割合は2011年で74.2%、2013年もほぼ横ばいの72.3%である<sup>(21)</sup>。党や政府の幹部の腐敗に対する民衆の厳しい見方をデータが裏付けている。習近平政権が反腐敗闘争に取り組む背景には、こうした民意に対応することで、民衆の支持を調達しようという側面もあると思われる。

習近平は総書記就任の翌日2012年11月17日、「ここ数年、一部の国家では長期にわたり蓄積した矛盾によって、人々の恨みが至る所にあふれ、社会が動揺し、政権が崩壊した。そのなかで汚職・腐敗が重要な原因となっている。大量の事実が、腐敗問題は深刻になればなるほど激しくなり、最終的には党を滅ぼし、国を滅ぼすことを示している」<sup>(22)</sup>と述べた。2010年から2011年にかけてチュニジアで起きた「ジャスミン革命」に端を発した「アラブの春」のことを念頭に置き、民主化運動の中国への波及を警戒しての発言である。そのため「わが党は党風廉政建設と反腐敗闘争を党と国家の生死存亡にかかわるという認識に高め」と述べ、その後反腐敗闘争を党風廉政建設（清廉な政治を行なう党風樹立）とリンクさせて展開してきた。それは腐敗の蔓延による一党支配の崩壊に対する強い危機感と、習近平政権が民意を強く意識していることの表われと言える。

2012年12月4日の中央政治局会議において、党・政府組織や党員、公務員を対象にした会

議活動の簡素化や勤勉節約の励行などの儉約項目を含む8項目の規定（中央八項規定）が提起された。さらに2013年6月から2014年10月8日にわたり党の大衆路線教育実践活動という政治キャンペーンを展開し、「四風」、すなわち形式主義、官僚主義、享楽主義、ぜいたく主義の風潮に反対する学習活動を強制した。

2014年1月から2015年12月末までの中央八項規定精神に違反した疑いで取り調べが行なわれたケースは3万6911件に上り、4万9508人が取り調べ対象となり、そのうち3万3966人が党規約・行政法規に基づき処分された<sup>(23)</sup>。汚職だけでなく、中央八項規定精神の違反でも多くの幹部が取り調べの対象となり、処分された。

2016年1月12—15日に開かれた中国共産党第18期中央規律検査委員会第6回全体会議で、習近平は約3年の反腐敗闘争について「人民民衆の党に対する信任と支持を強め、人民民衆の高い評価を得た」<sup>(24)</sup>と自画自賛してみせた。しかし、民衆が反腐敗闘争をどれだけ支持しているかはわからない。

#### 4 腐敗摘発の制度化、「常態化」

短期間に大量摘発が行なわれた反腐敗闘争が結果を急ぎ無秩序に展開されてきたことは否定できないだろう。しかし習近平政権は同時に、腐敗取り締まりの制度化も図ってきた。

2013年11月12日の中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議で採択された「改革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定」で、規律検査体制改革を提起した<sup>(25)</sup>。この決定を受け2014年1月、中央全面深化改革指導グループ（領導小組）が設置され、その下に6つの専門グループ（專項小組）が設置された。そのうちの1つが規律検査体制改革専門グループであり、制度化に向けた改革を担ってきた<sup>(26)</sup>。

2015年末までに進められた汚職取り締まりの制度化は次の4点に集約できる。

第1に、2015年10月18日に改正された「中国共産党規律処分条例」が公布、施行された。党章違反、党章の権威を損ねる規律違反行為に対する必要かつ厳粛な責任追及、中国共産党第18回全国代表大会以来の政治規律と政治ルール（規矩）<sup>(27)</sup>、組織規律に厳正であること、中央八項規定の精神の実現、「四風」に反対すること、などの内容を収めるための改正で、規律とルールを前面に置き、党規律を国法よりも厳しいものとした。

第2に、中央規律検査委員会の出先機構建設を強化した。2014年12月11日に中央政治局常務委員会会議で「中央規律検査委員会出先機構建設の強化に関する意見」が採択され、「出先機構と派遣された部門の監督と被監督の関係を明確にし」、「出先機構は中央規律検査委員会の批准を経て、初歩的に派遣された部門の指導陣（領導班子）および中央が管理する幹部にかかわる問題の手がかりを確かめ、派遣された部門の指導陣および中央が管理する幹部の党規違反の事件の調査に参加する。派遣された部門の内設機構、直屬機構、省レベルの垂直管理単位の指導陣およびメンバー、司局級（日本の局長クラスに相当）幹部の党規違反の事件の調査に責任を負い、必要に応じて処級（同課長クラス）およびそれ以下の幹部の党規違反の事件を直接調査することができる」とした。2015年末までに出先機構が139の中央レベルの党と国家の機関のすべてをカバーした。

第3に、「2つの責任」すなわち党委員会の主体责任と規律検査委員会の監督責任を実現し、責任追及を強化するために、2014年6月30日に「党の規律検査体制改革实施方案」を採択した。2014年には4600人以上、2015年には4700人以上の指導者幹部が「2つの責任」を実現できずポストを解任された<sup>(28)</sup>。

第4に、巡視機構（党の指導者グループらを監督する）を設立し巡視制度を強化するため、2015年8月3日に「中国共産党巡視工作条例」が公布、施行された。2009年7月に「同条例（試行）」が施行され、118の地方、部門、単位に対し2014年までに7回にわたり巡視グループの派遣が実施された。その条例が試行から正式に制定されたのは、①党内監督法規体系の重要な構成部分であり、党の規律とルールを打ち立て、厳格にし、定めたとおりに執行させるため、②巡視が上級の党組織の下級の党組織に対する監督の重要な道具になったため、③巡視の展開を深めることに影響を与えたり、制約する体制メカニズムや陣営建設などの問題点が日増しに突出したため、制度化を進める必要があったからだった。2015年には83の地方、部門、単位に派遣され、中央規律検査委員会が立件、取り調べた中央が任命した幹部のうち50%以上が巡視の摘発によるものだった。

## おわりに

習近平政権下での反腐败闘争の意味とその問題点を整理すると次のようになる。

第1に、習近平が総書記就任を阻止しようとする企みがあったという個人的な理由から周永康、令計劃を打倒するという権力闘争そのものだった可能性が高い。しかしそれは反腐败闘争の私物化であり、党内に大きな禍根を残したと言える。

第2に、権力基盤の弱い習近平が最高指導者として党内、軍内で権威を確立し、権力基盤を強化するための手段であり、成功したと言える。しかし反腐败闘争は手っ取り早く安上がりな手段にすぎず、また反発も小さくない。その対応として反腐败闘争の手を緩めたとき、権威は続かず、権力基盤も弱まる。反腐败闘争から得た権威や権力は脆弱である。

第3に、「新常态」に突入するタイミングで発足した習近平政権が民衆からの支持を調達するための手段だと考えた。習近平政権が民衆の支持を調達することは、単に抵抗勢力に対する優位性を獲得するためだけではなく、中国共産党の一党支配の正当性を調達することに等しい。しかし経済成長の「果実」に代わる新たな調達手段が反腐败闘争であることには限界がある。

反腐败闘争が習近平の党や軍における権力の再構築の手段、習近平の政権の基盤強化の手段にすぎないことを考えれば、民衆にとっての反腐败闘争は一喜一憂の「話題」にすぎない。反腐败闘争によって民衆の収入が増えるわけでもなければ、社会保障が充実するわけでもない。民衆にとって得られるものは実は何もない。習近平、そして習近平政権は反腐败闘争によって得た権威や権力を手段として、民衆に対しどのような新しい「果実」を付与し、一党支配の正当性を調達するのだろうか。今後の習近平の政権運営にかかっている。

(1) 『人民日報』2012年11月16日。

- (2) 『人民日報』2016年1月16日。
- (3) 習近平の総書記就任にまつわる経緯は、例えば佐々木智弘「習近平のリーダーシップと政権運営」、大西康雄編『習近平政権の中国——「調和」の次に来るもの』、日本貿易振興機構アジア経済研究所、2013年、13-38ページを参照。
- (4) この発言は中央規律検査委員会・中央文献研究室編『習近平關於言明党的規律和規矩論述摘編』に掲載されている（新華社2016年1月4日からの転載による）。
- (5) 『人民日報』2016年1月16日。
- (6) 習近平の総書記就任を阻み、薄熙来を就けようとしたこの三者の「政治同盟」については、2012年6月2日付『博訊新聞網』ですでに指摘されていた（<http://boxun.com/news/gb/china/2012/06/201206022347.shtml>）、2012年6月4日アクセス）。矢吹晋・高橋博『中共政権の爛熟・腐敗——習近平「虎退治」の闇を切り裂く』、蒼蒼社、2014年、中澤克二『習近平の権力闘争』、日本経済新聞出版社、2015年などもこのことに言及している。
- (7) 軍内部の汚職については、茅原郁生「中国軍内の汚職腐敗の実態と反腐败対策」『東亜』No. 577（2015年7月号）、20-29ページが詳しい。
- (8) 2014年3月15日に党中央が徐才厚を規律違反容疑で組織的に取り調べることを決定した。その直後の4月2日付『解放軍報』の6—8面に七大軍区や海軍、空軍、第二砲兵部隊の司令員など軍の主要組織18のトップらの習近平支持の発言が一挙に掲載されたのは、党中央の決定への支持表明であり、習近平への忠誠表明と言える。
- (9) 劉源「努力向人民交出優異答卷——深入學習習近平總書記全面從嚴治黨戰略思想」『求是』2015年第12期、14ページ。
- (10) 建省党委員会書記だった習近平が福在職中に関係を構築した第31集団軍からの登用が増えているとの指摘もある。
- (11) 「改革の全面的深化における若干の重要な問題に関する中共中央の決定」『中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議文獻』、外文出版社、2013年、72-75ページ（ただし著者名・編者名は記されていない）。
- (12) 『人民日報』2014年9月4日。
- (13) 『人民日報』2015年11月27日。
- (14) 『人民日報』2016年1月1日。
- (15) 岳小喬「推進反腐败当破“三個謬論”」『人民日報』2015年1月13日。岳は「やりすぎ論」以外に、暴露される多くの罪状が人民の党に対する信任に影響を与えるため、これ以上の反腐败闘争は党のイメージに泥を塗るという「自分の顔を潰す論」と、反腐败は断固としているが氷山の一角を取り除いたにすぎず、根本的な解決にはならないという「無用論」を取り上げている。
- (16) 『新京報』2015年2月10日。
- (17) 賀方「中共再掀反腐浪潮」『广角鏡』No. 515（2015年8月16日—9月15日）、11ページ。
- (18) 「河南省紀委与省工商聯開展專題調研 民營企業家怎麼看反腐败」『人民日報』2015年6月3日。
- (19) 林麗鸞「莫讓不作為誤了好政策」『人民日報』2015年8月29日。
- (20) 『人民日報』2015年9月27日。
- (21) 中国社会状況綜合調査項目組「中国夢是每個中国人的夢——2013年中国社会状況綜合調査報告」、李培林・陳光金・張翼主編『社会藍皮書——2014年中国社会形勢分析与預測』、社会科学文献出版社、2013年、113-114ページ。2011年には7024人、2013年には7386人（全国31の省・自治区・直轄市の151の県・市・区、604の村・居民委員会）に対し行なわれたサンプル調査の結果である。
- (22) 習近平「緊緊圍繞堅持和發展中国特色社会主義學習宣傳貫徹党的十八大精神（2012年11月17日）」『十八大以來重要文獻選編』（上）、中央文獻出版社、2014年、81ページ。
- (23) 『人民日報』2016年1月13日。



- (24) 『人民日報』2016年1月13日。
- (25) 『中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議文献』、52-54ページ。
- (26) 規律検査体制改革専門グループの活動については、佐々木智弘「習近平政権の新しい権力機構——中央全面深化改革領導小組を中心に」『中国の国内情勢と対外政策』（調査研究報告書）、日本国際問題研究所、2016年3月刊行予定を参照。
- (27) 派閥やグループを作らないということ。
- (28) 『人民日報』2015年10月9日。